

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者等の自立の促進に資するため、令和5年度における浦臼町が障害者就労施設等からの物品等の推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、浦臼町の全ての組織とする。

3 調達を推進する物品等

障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）とする。

4 物品等の調達目標

物品等について、前年度に障害者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標とする。

5 調達の実施

- (1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、各部署へ情報提供を行う。各部署はその情報を基に可能な限り障害者就労施設等への発注に努める。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用し、物品等の調達を行う。
- (3) 調達にあたっては、障害者就労施設等と各部署のマッチング調整を障害担当部署が行い、実際の発注及び納品については当該部署が行う。
- (4) 障害者就労施設等の事情に配慮し、納期や発注量等について考慮する。
- (5) 調達にあたっては、地元中小企業等に十分配慮しながら進める。

7 調達実績の公表

調達方針に基づき調達した物品等の調達実績について、年度終了後、概要を取りまとめ、公表するものとする。

8 調達方針に基づく担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉課とする。